（証明書）

第三条　事業者は、様式が別表第一に掲げる基準又は前条第三項の規定により届け出た基準及び同条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人による証明書を得なければならない。

（部門別収支計算書等の提出）

第四条　事業者は、旧法第三十四条の二第二項の規定による提出をしようとするときは、第二条の規定により整理した様式及び前条に規定する証明書を当該事業者の事業年度経過後四月以内に提出しなければならない。

（一般需要部門の当期純損失額等の公表）

第五条　経済産業大臣は、前条の規定により提出された様式において、一般需要部門に当期純損失が生じたときは、当該事業者名及び一般需要部門の当該純損失額を公表しなければならない。

第三章　沖縄電力株式会社に係る部門別収支の整理等

第六条　沖縄電力は、旧法第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、全ての事業に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。

2　第二条第二項及び第三項並びに第三条から前条までの規定は、前項の規定により様式を整理する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第二項	別表第一6.(9)	別表第二6.(8)
	他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	他社販売送電料
第二条第三項	第一項	第六条第一項
第三条	別表第一	別表第二
	前条第三項	第六条第二項において読み替えて準用する前条第三項
	同条第二項	第六条第二項において読み替えて準用する前条第二項
第四条	第二条	第六条第二項並びに同条第二項において読み替えて準用する第二条第二項及び第三項
	及び前条	並びに第六条第二項において読み替えて準用する前条
前条	前条	次条第二項において読み替えて準用する前条

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、改正法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（一般電気事業部門別収支計算規則の廃止）

第二条　一般電気事業部門別収支計算規則（平成十八年経済産業省令第三号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　みなし小売電気事業者は、改正法の施行の日の前日の属する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について、前条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（以下単に「一般電気事業部門別収支計算規則」という。）の規定の例により、収益及び費用について整理し、公認会計士又は監査法人による証明書を取得し、当該業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による業務の区分ごとの収支の整理について、一般電気事業部門別収支計算規則の規定の例により、みなし小売電気事業者の実情に応じた基準並びに特定規模需要部門に当期純損失が生じたみなし小売電気事業者名及び当該純損失額を公表しなければならない。

別表第1（第2条関係）

事業者に係る部門別収支配分基準

1．事業に係る収益及び費用を、次の方法により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門に配分することにより整理すること。

2．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。）、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）（火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。）、原子力発電費（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。）、新エネルギー等発電費（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。）、地帯間購入電力料、他社購入電力料、送電費（発電所内に存する送電設備に係る電気事業営業費用を含む。）、変電費（発電所内に存する変電設備に係る電気事業営業費用を含む。）、配電費（発電所内に存する配電設備に係る電気事業営業費用を含む。）、販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に整理すること。

3．2．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

(1)　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）　一般需要部門

電灯料（再エネ特措法賦課金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

電力料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）　一般需要部門

電力料（再エネ特措法賦課金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

他社販売電力料

他社使用済燃料再処理等準備料　特定需要・一般需要外部門

託送収益

接続供給託送収益　一般需要部門

再エネ特措法交付金　特定需要・一般需要外部門

貸付設備収益　特定需要・一般需要外部門

附帯事業営業収益　特定需要・一般需要外部門